

県立病院ではたらく仲間をつなく

病院組合ニュース

14.10.30 82

愛知県病院事業庁職員組合

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3-2-1

愛知県東大手庁舎内

電話(052)212-8031 FAX(フイ-ファクス)0120-930-340

メールアドレス byoin@aichikenshoku.gr.jp



平成27年度当初予算要求要求提出 各病院、増員を中心に 切実な思いを訴える!

＜平成27年度当初予算要求統一要求＞

- 1 人員・組織・機構に関する要求
 - (1) 看護師の1人月8日以下(3交替制勤務)の夜勤回数を遵守するため、年度途中でも速やかに正規職員で補充するとともに、産休・育休者の代替職員を確保すること。
 - (2) 認定・専門看護師が専従として活動するため、定数として増員すること。
 - (3) 7対1看護、二次救急等の単年度仮配置を定数化すること。
 - (4) 正規職員、常勤再任用職員から嘱託、短時間再任用職員へ見直す場合は職員へ負担とならないようにすること。
- 2 賃金・手当に関する要求
 - (1) 専門・認定資格ある職員については、手当を新設すること。
 - (2) 深夜特殊業務の手当に関する時間割の支給区分を撤廃し、増額を基本に一本化すること。
 - (3) 看護師の夜勤時のタクシー代を全額保障すること。
 - (4) 緊急呼び出しに対する手当を新設すること。
 - (5) 城山病院の薬剤師に調整額2500円を支給すること。
- 3 昇任・人事評価制度に関する要求
 - (1) 評価結果のフィードバックについては、必ず管理職が面談を行い、評価者の一方的な伝達とせず、十分な説明を行うとともに、被評価者の意見も聞くなど納得が得られるものとし、職員の確実な人材育成につながるものとなるようにすること。
 - (2) 人事評価制度の導入に伴い、職種間の昇任について差が生じないようにすること。
- 4 時間外勤務、休暇の取得に関する要求
 - (1) 職場の時間外勤務の実態および手当の支給状況を把握し、完全支給が基本であり予算の補正を行い、時間外勤務手当の完全支給を行うこと。
 - (2) 時間外勤務の縮減のため、事前命令・事後確認を徹底し、未締結職場の36協定締結に向けて話し合いを再開するとともに、必要な条件整備を行うこと。
 - (3) 病院事業庁として年休の取得目標を明確にし、取得できる対策を講じること。
- 5 その他の要求
 - (1) 院内感染予防の観点から、新型・従来の季節性インフルエンザの予防接種については当局責任において病院で働く全職員に実施すること。
 - (2) 非常勤職員の健康管理を行うこと。
 - (3) 病院で働く職員が働き続けていくために、院内保育所(24時間・病児保育)の整備を全病院に早急に行うこと。
 - (4) がんセンター中央病院で実施されている民間マンション等の借り上げを他の病院でも行うこと。

平成27年度当初予算に関する要求書を10月9日に病院事業庁に提出しました。

今年の人員要求も100名に近い正規職員の増員要求となっています。

がんセンター中央病院は、昨年度に認められなかった職員の増員と「手術室における看護要員の算定基準」に沿った増員、病棟薬剤師の増員、時間外勤務の縮減のために事務職員の増員となっています。

城山病院は、27年度末に開棟予定の医療観察法病棟、西病棟の看護体制に伴う人員配置の要求

小児センターは、27年度末に救急棟が完成することから、3次小児救急体制のために看護師等の医療従事者の



増員を要求しました。がんセンター中央病院と同様に時間外勤務の縮減のために事務職員も要求しています。

愛知病院は一昨年度から入院患者数の減少により、経営改善を強く迫られています。看護師等の医療従事者を今年度と同様に配置する要求となっています。

統一要求は、医療従事者の専門、認定職員の手当、救急呼び出しと同様に緊急呼び出しの手当の新設、単年度仮配置からの定数化、人事評価制度などについて要求しました。

病院事業庁

病院事業庁
小松管理課長



本日は現場で働く皆さんから切実な要求を聞かせていただいた。要求は働いている病院を良くしていこうという姿勢の表れであると感じている。病院は人がいて初めて良い医療ができる。そのため必要な体制整備について関係する課と話し合っている。経営形態の見直しの一つとして独法化があるので、先行事例を調査しながら、何が望ましいか検討をしているところであり、独法の制度を知ってもらっために各病院で2回研修



会を開催している。多くの職員の方に参加していただきありがたいと思っている。今現在、独法化へ移行することを決定しているわけでもないのですが、不安、質問があるようであれば意見を出していただき、一緒に考えていきたい。より良い病院にするため、本庁の職員も病院へ出向いて現場を良く知る皆さんの意見、質問など情報収集していきたいと考えている。今後も県民から選ばれ信頼される病院とするため努力をしていきたい。

2014総合要求

回答出される



10月23日、病院事業庁から「賃金・権利・福利・安全衛生等「2014総合要求」の回答が出されました。

賃金・権利・福利・安全衛生等「2014総合要求」の回答（抜粋）

要 求	回 答
賃金・諸手当 1 賃金・労働条件の最大限の改善 5年間に及ぶ給与削減を踏まえ、職員の生活や士気を向上させるため、賃金・労働条件の改善を最大限図ること。 また、管理職員の給与抑制については、速やかに適正な給与水準とすること。	1 職員の生活や士気への配慮の必要性については、十分認識している。職員の給与や勤務条件の改善については、社会一般の情勢に適応したものとなるよう、職員組合とよく話し合っていきたい。
2 若年層職員の給与水準の改善 若年層職員の給与水準について、初任給水準の引き上げも含め、改善を図ること。	2 初任給を含めた若年層職員の給与水準については、本年の人事委員会の勧告・報告において、若年層に重点を置いた給料月額の上昇改定の必要性について言及されたところであり、これを踏まえ、適切に対応していきたい。
3 通勤手当の改善 交通用具に係る通勤手当などについて、次のとおり改善すること 消費増税やガソリン代高騰の状況において、実費支給を基本に手当額の改善を図ること。 有料道路・高速道路の一本化など改善を図るとともに、支給にあたっては、通勤実態に沿った判断をすること。	3 <ul style="list-style-type: none"> 交通用具使用者に係る通勤手当については、本年の人事委員会勧告・報告において、改定の必要性について言及されたところであり、知事部局の動向を注視していきたい。 また、継続協議となっている「有料道路・高速道路等制度の見直し」及び「通勤不便者の廃止」等についても、知事部局において適切に対応していきたいとしているので、動向を注視していきたい。
2 権利関係 休暇の取得促進 年次休暇・夏季休暇等の取得日数が少ない職場について、その原因を検証し、取得しやすい環境整備に向け、具体的な対策を講じること。	2 <p>年次休暇や夏季休暇等の取得日数が少ない職場については、改善についての指導・助言を行っているところである。</p> <p>なお、年次休暇については、「年次休暇の計画的利用促進要綱」において、リフレッシュ、マイブランチ、月1はぐみん年休等の事項を理由とする年次休暇の計画的利用を促進しているところであり、また、各所属において「個人別年次休暇使用計画表」の作成を義務付け、取得しやすい環境整備を図っている。</p> <p>また、病院事業庁においては、夏季休暇について、今年度から全病院において6月1日から10月31日までに取得できるよう、夏季の期間の延長を行っているところである。</p>